



高速しが

令和7年
(2025)
9月号

発行 滋賀県高速道路交通警察隊：滋賀県高速道路交通安全協議会

秋の全国交通安全運動が始まります

運動の期間：9月21日(日)から9月30日(火)までの10日間

※9月30日(火)は「交通事故死ゼロを目指す日」

運動の重点

1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

* 歩行者は、道路を横断するときは、横断歩道を渡りましょう。信号機のあるところでは信号に従い、信号機のないところでは運転者へ横断する意図を伝えて安全を確認してから横断しましょう。

* 夕暮時や夜間は明るい服装とライトや反射材を活用して、交通事故から身を守ることを心がけましょう。

* 運転者は通学路やキッズゾーンはできるだけ避けて通行し、子供や高齢者の行動には十分注意して運転しましょう。



2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

* 「ながら運転」は、周囲の危険を発見できないままに重大事故を起こしてしまう非常に危険な行為であることを認識し、絶対にやめましょう。

* 運転者は薄暗くなったら、早めに前照灯を点灯するほか、他の車両等の走行を妨害するおそれがないときは「ハイビーム」を使用しましょう。

* 飲酒運転は犯罪であることを認識して、少しでもお酒を口にしたら運転は絶対にやめましょう。また「ハンドルキーパー運動」を推進しましょう。



3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

* 「自転車は車の仲間」であることを認識し交通ルールを守りましょう。

* 自転車乗車中の交通事故による重傷化率の高さを理解し、全ての自転車利用者はヘルメットを着用しましょう。

* 特定小型原動機付自転車は、運転免許は不要ですが16歳未満の者は運転は禁止されています。また、運転には自動車損害賠償責任保険の加入とナンバープレートが必要です。



4 横断歩道利用者ファースト運動の推進（滋賀県重点）

* 歩行者は道路を横断するときは必ず横断歩道を利用し、左右の安全確認と運転者へ横断する意思表示をしましょう。

* 運転者は横断歩道を横断中、または横断しようとする歩行者を認めたときは、横断歩道の手前で必ず停止し歩行者に道を譲りましょう。



渋滞中の追突事故に注意!!

渋滞はいつ、どこで、どのような状況で発生するかわかりません。渋滞で停止している車両への追突事故は重大な結果を招きます。交通状況を知らせる電光表示や交通情報を把握することはもちろんですが、最も重要なことは、運転中は常に前方の状況を注視して緊張感を持って運転することです。



車間距離は十分に

・高速道路では、スピードが速くなるため停止距離も長くなります。

渋滞で追突事故を起こさないために前方車両と十分な車間距離をとりましょう。

脇見をしない

・景色に気をとられたり、車内の物を取るなど視線を前方から逸らして一瞬だけの脇見であっても車は思った以上に進んでいます。脇見をしないで運転に集中しましょう。

後続車に合図を

・渋滞を発見したら直ちにハザードランプを点滅させ、後続車に渋滞の発生を素早く伝えましょう。

安全運転を実践するための心がけ

- ① 一定の時間に就寝し、睡眠は最低7～8時間とりましょう。
- ② 普段から適度に運動をしましょう。
- ③ 休日は趣味等でストレスを解消しましょう。
- ④ 定期的な健康診断で病気の早期発見に努めましょう。
- ⑤ 特に中高年ドライバーは、こまめに身体機能をチェックしましょう。
- ⑥ 体調不良を感じた時は、運転を控えましょう。
- ⑦ バランスの良い食事を規則正しくとりましょう。

